

ランダ、フランスなど)。とくにこの点については、米国資本の進出に対し、警戒的な態度を示した最近のフランスの動きが注目されるが、この場合においてさえも、同国の経済計画上とくに重視される特定部門(たとえば自動車、農産物加工など)において、政府の意思が浸透しがたい外国資本の過度の進出を許せば、産業構造に関する政策意図の実現を阻害されることが懸念されることになる、という説明が行なわれている。反面同国政府は、自国資本をもって、開発困難な部門や自国の技術水準が立ち遅れた部門に、外資がはいることは歓迎するとの方針を示し、この場合はむしろ、当該企業における外資の比率が高いことを、許可基準としているようである。これらの点からみれば、たとえ特殊な国内事情はあるにせよ、民族資本保護の観点から直接投資を警戒的にみてきたわが国の立場が、かなり問題となるだろう。

一方、証券取引については、部分的ながら、英國をはじめイタリア、スウェーデンなど相当多くの国が、留保ないしは適用除外を行なっており、これらの国々における証券取引規制の態様についても、外資の流入(証券の取得)、流出(証券売却代金の送金)の両面において若干の相違がみられるが、概して、流出面の規制に重点がおかれている場合が多い。英國における証券ポンド(security sterling)の制度が、代表的な形と考えられる。証券取引について、元本回収の規制が重視されるのは、元来長期投資に属すべき証券投資の一部に、しばしば短資類似の思惑的移動がみられるため、国際収支に不測の負担を与える点を顧慮した結果であるが、経常取引自由化後の今日、外資の流出入に伴う国内金融資本市場への影響を、為替管理によって局限しようとしても、実効を期しがたい場合もあり、金融・為替政策の運用により、市場の安定を確保するのが、本筋であるという考えに徹して、全面的な自由化を行なっている国も少なくない。日本の場合は、直接投資の自由化に先立って、とくに株式投資について、すでに全面的な自由化を実施しているので、この面からする問題

はさしあたり予想されない。

最後に、クレジット、ローン、個人的資本移動などについて各国の規制措置をみると、まだかなりの制限が、残されていることがわかる。O E C Dの自由化コードも、この点に関しては、かなり制限的ニュアンスを感じさせるが、西欧諸国のかで最も資本取引の自由化が進んだE E C諸国でも、クレジットやローンについては、主として貿易関係の延払い金融、およびこれに関連する保証などに、限られているようである。

以上、O E C Dの資本移動自由化義務の内容と加盟各国の実施状況について、一応の概観を行なった。すでにみたとおり、O E C Dの自由化義務の規定はかなり弾力的であり、各との実際の運営状況についても不明の点が多い。結局わが国としては、今後の加入交渉を通じ、これらの点を明らかにしつつ、対応策を進めることになるであろうが、とくに直接投資の扱い方などの点で、かなり頭の切り換えを要する点があることは、否定できないと思われる。もっとも、O E C D加入の最大のメリットは、国際的レベルでの検討を通じて、わが国の政策体制の前進をはかる以外にはないはずであり、日本の現状を考慮しつつ、前向きに問題の解決をはかろうとする態度を示すことが望ましいと考えられる。

エカフェ 第19回総会について

エカフェ(国連・アジア極東経済委員会)第19回総会は3月5日から18日までフィリピンのマニラで開催された。

本年の総会では、「アジアの対西欧貿易——E E Cの発展など西欧の経済統合がエカフェ諸国の貿易に及ぼす影響」が主題として取り上げられ、明春の国連貿易開発会議を前にして、低開発国と先進国との間にかなり活発な論議が展開された。

また、アジア地域協力に関する閣僚級会議の開催、

アジア経済開発計画研修所の具体化、エカフェ地域の範囲の拡大などが決定され、地味ながら多くの収穫がみられた。

先進国に対する貿易の拡大

本総会の一般演説では、エカフェ諸国は一致して先進国、とくに西欧諸国向け輸出が減少ないし伸び悩んでいる事情を訴えた。インド、パキスタンはじめ多くの国は1次產品輸出の拡大が長期的にみてきわめて困難な状態にあるから、今後はいっそう工業化を推進するかたわら工業製品輸出を拡大する必要があることを力説した。そのためには先進国が、低開発国工業製品・半製品に対して課している諸制限を緩和すること、さらには単純な工業製品は低開発国にまかせるべきであることなどを強調した。とくにインドなどは、先進国が低開発国に特恵的優遇措置を与えるべきであるとさえ述べた。もっとも、ビルマ、タイなどの米産国は工業化もさることながら、農業の多角化あるいは1次產品中心の貿易拡大が当面必要であると発言した。

こうしたエカフェ諸国の発言に対し、オランダ、西ドイツなどEEC諸国は、EECが決して閉鎖的でないことを具体的な事例を引用して強調、今後ともEEC市場をできる限り低開発国産品に開放するよう努力すると述べるなどもっぱら弁明につとめた(ソ連はこうしたEECの態度を皮肉な言葉で非難)。また、米、英は、低開発国自体の努力を要望しつつもエカフェ諸国の当面する輸出の停滞には十分同情できるとし、今後ともガット、国連などの場を通じて低開発国産品問題に対して積極的に協力する旨かなり前向きの態度を示した。

このような西側先進諸国の低姿勢ぶりは、最近次第に盛り上がりつつある低開発国の貿易上の不満を前にして、従来どちらかといえば消極的であった先進国としてもなんらか前向きの態度をとらざるを得なくなってきたことを示すものといえる。低開発国貿易拡大問題は、明春の国連貿易開発会議で本格的に取り上げられるが、その際本

総会での論議が、どのような形で具体化されるか、注目を要するところである。

アジア地域協力に関する閣僚級会議の開催

「貿易および産業の開発のための地域協力促進策に関する決議」が本総会で採択され、これに基づき、地域協力に関するこれまでの成果ならびにその具体策を検討する閣僚級会議(a meeting of high level representatives of member and associate member governments of the ECAFE region)が本年12月初めにマニラで開催されることになった。

この提案は、本総会の主催国であるフィリピンが総会の成果として残したいとの配慮からたと伝えられるように、かなり政治色の濃いものであり、今回決定をみた閣僚級会議と、地域協力問題を検討することになっている専門家グループや貿易促進会談との関係を不明確にするなど問題点も少なくない。したがって、これをもって直ちに地域協力の前進として過大評価するのは早計であろうが、昨春の総会で慎重論が大勢を占めたアジア地域協力問題が本年1月の貿易促進会談での討議以来漸進的ながら新らしい動きを示しはじめていることと関連して、この閣僚級会議の今後の成行きは注目を要しよう。

その他の注目すべき事項

本総会でいくつかの決議が行なわれたが、それらは地味ながらアジア諸国の経済開発に寄与するものとして見のがせない。すなわち、昨年の総会で取り上げられたアジア経済開発計画研修所の設置については、資金の裏付けに加えて理事の選出も行なわれ、いよいよ1964年1月正式発足の運びとなったほか、メコン河の水資源開発も引き続き先進国、国際機関の協力を得て推進されることになった。

なお、豪州、ニュージーランドの域内編入と西サモアのエカフェ加盟が承認され、エカフェ地域の範囲がアジア地域から大洋州にまで拡大したことでも特記すべきであろう。